

## 訪問介護重要事項説明書

〈 令和 6 年 4 月 1 日現在 〉

### 1. 訪問介護事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 熊本市医師会
代表者名	会長 園田 寛
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘3丁目3番3号 (電 話) 096-362-1221 (FAX) 096-366-3628

### 2. 事業所の概要

#### (1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	熊本市医師会在宅ケアセンター訪問介護ステーション
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘5丁目16番10号 (電 話) 096-366-7373 (FAX) 096-366-7359
事業所番号	4370101521
管理者名	三宅友美

#### (2) 事業所の職員体制

従事者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管理者	1名	1名		職員管理 業務の総括
訪問介護事業 サービス提供責任者 兼務	1名	1名		訪問介護計画作成 訪問介護の実施
サービス提供 責任者	1名	1名		訪問介護計画作成 訪問介護の実施
介護福祉士	1名		1名	訪問介護の実施
1級ヘルパー				訪問介護の実施
2級ヘルパー	6名		6名	訪問介護の実施
初任者研修終了				訪問介護の実施
事務職員等	1名	1名		電話、来所者への 対応、事務処理

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市内
---------	------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平日	9:00～17:30
土曜日	9:00～12:30
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容

ア 身体介護サービス

- ・食事の介護 ・排泄の介助 ・衣類着脱の介護 ・入浴の介護
- ・身体の清拭、洗髪 ・通院等の介助 ・その他必要な身体の介護

イ 生活援助サービス

- ・調理 ・衣類の洗濯、補修 ・住居等の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買物 ・関連機関との連絡 ・その他必要な家事

ウ ・生活、身上、介護に関する相談、助言

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合には、原則として介護保険告示上の額の1割が利用者の負担額となります。

- ・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、介護保険告示上の金額全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき介護保険告示上の額全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 交通費

熊本市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要になります。

(往復のバス料金、もしくは車利用の場合、往復のガソリン代1km当たり10円)

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、お客様の負担となります。

(4) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までご連絡がなかった場合	利用料自己負担分の100%
--------------------	---------------

\*要介護の方は1回キャンセルにあたりまして1000円徴収させていただきます。

(5) 利用料等のお支払い方法

前月分の請求額を、毎月26日にご指定の口座より引き落とさせていただきます。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問介護ステーションは、介護保険法に基づく指定訪問介護を提供することにより、寝たきり老人並びに在宅療養者の要介護状態等における多様なニーズへの対応を図り、もって寝たきり老人や在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その生活の質の確保に努めることを目的とする。

(2) 運営方針

熊本市医師会在宅ケアセンター訪問介護ステーションは、高齢社会に順応した老人保健福祉の向上及び要介護状態等にある在宅療養者のために、他の医療、保健又は福祉サービスと密接な連携を図り、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適切な指定訪問介護の提供に努める。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者 三宅友美 (サービス提供責任者)
	ご利用時間 9:00～17:30 ご利用方法 電話 366-7373 面接 当事業所

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急

隊、緊急時連絡先（ご家族など）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

主治医	病院名 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	
居宅介護支援事業所	事業所名 所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	

8. 虐待防止のため研修、苦情相談体制の整備、虐待を発見した際には速やかに市町村へ通報します。
9. ハラスメントの防止に向けた取り組みを行います。
10. 感染症が発生し、又はまん延しないように努めます。
11. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
12. 担当のサービス提供責任者  
あなたを担当するサービス提供責任者は \_\_\_\_\_ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。
13. お客様へのお願い  
サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。

介護予防訪問サービス重要事項説明書

〈 令和 6年 4月 1日現在 〉

1. 訪問介護事業者の概要

名称・法人種別	一般社団法人 熊本市医師会
代表者名	会長 園田 寛
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘3丁目3番3号 (電 話) 096-362-1221 (FAX) 096-366-3628

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	熊本市医師会在宅ケアセンター訪問介護ステーション
所在地・連絡先	(住 所) 熊本市中央区本荘5丁目16番10号 (電 話) 096-366-7373 (FAX) 096-366-7359
事業所番号	4370101521
訪問介護事業責任者	三宅 友美

(2) 事業所の職員体制

従事者の職種	人数 (人)	区 分		職務の内容
		常勤(人)	非常勤(人)	
管 理 者	1名	1名		職員管理 業務の総括
訪問介護事業 サービス提供責任者 兼務	1名	1名		訪問介護計画作成 訪問介護の実施
サービス提供 責 任 者	1名	1名		訪問介護計画作成 訪問介護の実施
介 護 福 祉 士	2名		1名	訪問介護の実施
1級ヘルパー				訪問介護の実施
2級ヘルパー	6名		6名	訪問介護の実施
初任者研修終了	0名		0名	訪問介護の実施
事 務 職 員 等	1名	1名		電話、来所者への 対応、事務処理

(3) 事業の実施地域

事業の実施地域	熊本市内
---------	------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	営業時間
平日	9:00～17:30
土曜日	9:00～12:30
営業しない日	日曜日・祝日・12月29日～1月3日

3. 提供する居宅介護支援サービスの内容

ア 生活援助型訪問サービス

- ・調理 ・衣類の洗濯、補修 ・住居等の掃除、整理整頓
- ・生活必需品の買物 ・関連機関との連絡 ・その他必要な家事

イ ・生活、身上、介護に関する相談、助言

ウ ・軽度な身体介護を含むサービス

4. 費用

(1) 介護予防訪問サービス

- ・原則として介護保険告示上の額の1割が利用者の負担額となります。
- ・料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、お客様の居宅サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。
- ・介護予防訪問サービスでの給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、告示上の金額全額が利用者の自己負担となりますのでご相談ください。
- ・介護予防訪問サービス適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接料金の支払いが行われない場合があります。その場合、お客様は1ヶ月につき介護予防訪問サービス告示上の額全額をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収証を発行します。

(2) 交通費

熊本市にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要になります。

(往復のバス料金、もしくは車利用の場合、往復のガソリン代1kmあたり10円)

(3) その他の費用

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話の費用は、お客様の負担となります。

(4) キャンセル料

お客様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。ただし、お客様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までご連絡がなかった場合	利用料自己負担分の100%
--------------------	---------------

(5) 利用料等のお支払い方法

前月分の請求額を、毎月26日にご指定の口座より引き落とさせていただきます。

5. 事業所の特色等

(1) 事業の目的

訪問介護ステーションは、介護保険法に基づく指定訪問介護を提供することにより、寝たきり老人並びに在宅療養者の要介護状態等における多様なニーズへの対応を図り、もって寝たきり老人や在宅療養者の家庭における療養生活を支援し、その生活の質の確保に努めることを目的とする。

(2) 運営方針

熊本市医師会在宅ケアセンター訪問介護ステーションは、高齢社会に順応した老人保健福祉の向上及び要介護状態等にある在宅療養者のために、他の医療、保健又は福祉サービスと密接な連携を図り、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう適切な指定訪問介護の提供に努める。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	三宅友美（訪問介護事業責任者）
	ご利用時間	9：00～17：30
	ご利用方法	電話 366-7373
		面接 当事業所

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変等があった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族など）、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業者等への連絡を致します。

主治医	病院名 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住所	
	電話番号	
居宅介護支援事業所	事業所名 所在地	
	担当者氏名	
	電話番号	

8. 虐待防止のため研修、苦情相談体制の整備、虐待を発見した際には速やかに市町村へ通報します。
9. ハラスメントの防止に向けた取り組みを行います。
10. 感染症が発生し、又はまん延しないように努めます。
11. 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
12. 訪問介護事業責任者  
あなたを担当するのは \_\_\_\_\_ ですが、やむを得ない事由で変更する場合は、事前に連絡を致します。
13. お客様へのお願い  
サービス利用の際には、介護保険被保険者証と居宅介護支援事業者が交付するサービス利用票を提示してください。